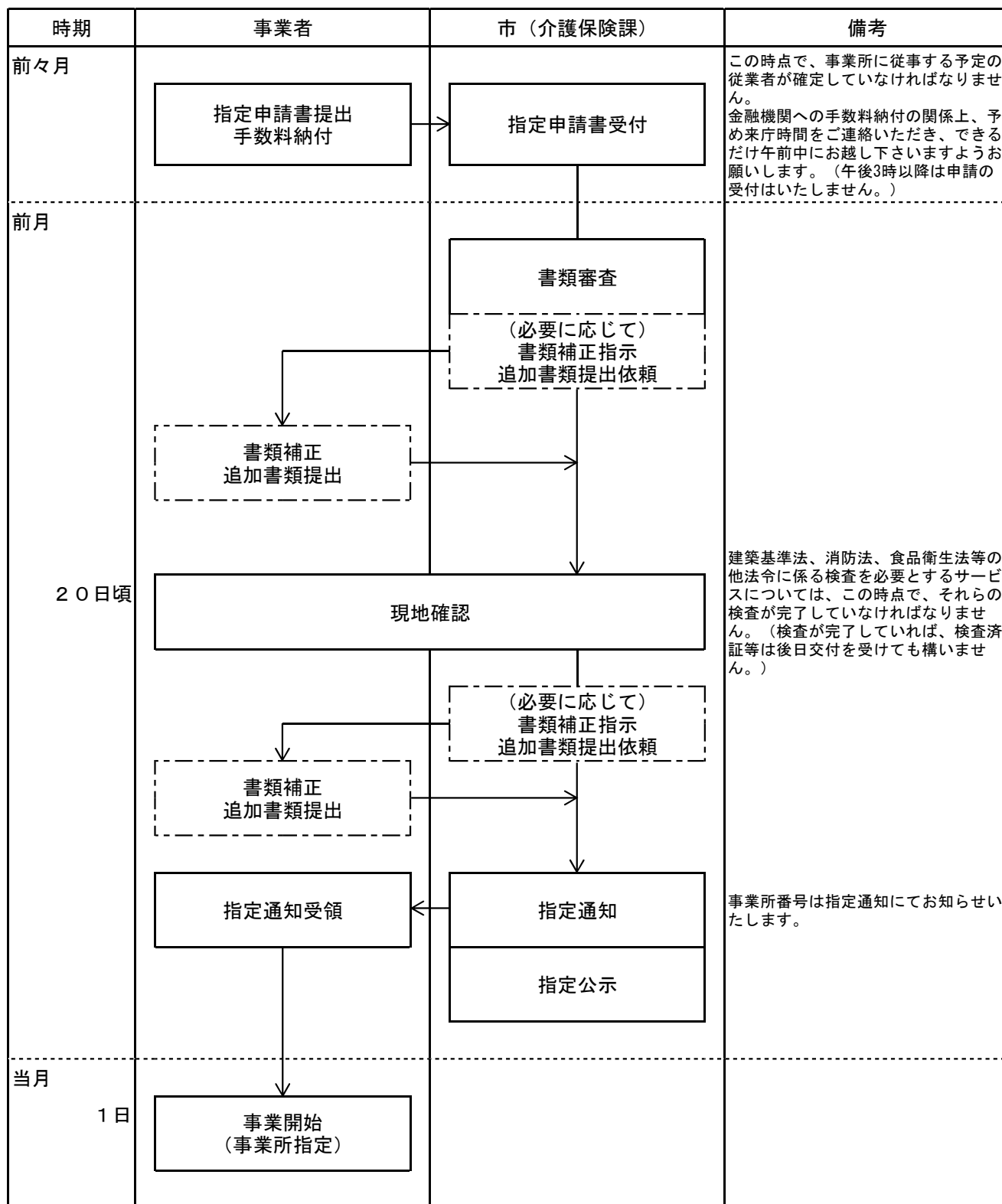


新規指定までの事務フロー



※指定申請の相談や申請書類の提出で来庁される際は、事前に電話等で担当者との面談予約をお取りいただきますようお願いいたします。（担当者が不在の場合があるため）

※代理申請については、申請者本人と代理申請者の関係がわかる書類（委任状等）の提示をお願いする場合があります。

※土砂災害等のハザードマップのレッドゾーンやイエローゾーンなどの危険区域に該当している場所での申請については、指定が行えない場合がございますのでご確認をお願いします。

※指定申請書は指定予定月（事業開始予定月）の前々月末日までに提出してください。

※介護保険施設等については、事前に介護保険事業計画に基づく公募が行われます。

※介護老人保健施設及び介護医療院については、「指定」を「許可」と読み替えるものとします。